

地方分権下における市議会の活性化に関する決議

全国市議会議長会の都市行政問題研究会は地方分権と市議会の活性化に関し、平成10年2月、その調査研究報告書を発表しました。

その中で、執行機関の長である市長と立法機関である議会の関係については「議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関との機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨に反する。このことは、執行機関による議員の事実上の『とりこみ』が行われていることを意味するものであり、適当とは言えない」と指摘しています。

当長岡市議会においては、平成10年から12年にかけて2回にわたり「市議会活性化検討委員会」を設置し、地方分権時代における議会本来の役割を探り、そのあり方を方向づけてきました。

そこで確認されたことは、議決機関と執行機関との対立型をとる民主的な地方制度の趣旨を尊重し、それぞれよい意味での緊張関係を保つことが、真の意味での市民のための市政確立につながるということでありました。

今、改めて我々市議会の使命・真価を考えると、議院内閣制をとる国会でいうところの「与党・野党」的な姿勢とはおのずから違ってくると言わなければなりません。

「議会と執行機関は車の両輪」ということがよく言われますが、これは両機関が、あるときは同じスピードで回り、あるときは片方がブレーキをかけて方向を変えるという、時には対立し時には協調する両輪という意味であり、いつも一緒に回っているという意味では決してありません。

市民・有権者が、執行機関の長である市長とは別に我々地方議員を選び、期待を託す意味合いもそこにあると認識しなければなりません。

そのことを忘れるならば、正常な議会の姿とは言えず、むしろ議会の権威をみずから失墜し、軽視することになり、地方政治を否定するものと言わなければなりません。

さらには、議会本来の権利である議決権を有効ならしめるためには、「審議能力の向上」「政策形成能力の充実強化」が、議会みずからに問われていると言わなければなりません。

よって我々は、当市議会の活性化を実現するため、改めて当市議会の権威と正しい議会のあり方を市民の皆さんに示し、地方自治法を踏まえ、一党一派に偏しない責任ある議会運営を行うことをここに表明します。

以上、決議する。

平成13年9月21日